

パブリック・コメント制度による

「富士市の救急医療を守り抜く条例（案）」

に対する意見募集について

- 意見募集期間 令和7年12月1日（月）から令和8年1月5日（月）まで
- 意見の提出方法
 - 直接の場合 富士市役所9階 議会事務局へ
 - 郵送の場合 〒417-8601
富士市永田町1丁目100番地
富士市議会事務局あて
 - FAXの場合 0545-55-2878
 - Eメールの場合 gikai@div.city.fuji.shizuoka.jp
 - 市ウェブサイト パブリック・コメントコーナーから
専用フォームへ
- 意見の記載方法 様式は問いませんが、案件名「富士市の救急医療を守り抜く条例（案）」、意見、住所、氏名、電話番号を明記してください。

令和7年12月

富士市 議会事務局

富士市の救急医療を守り抜く条例(案)の概要

1 制定の経緯・目的

富士市議会では、市民が安心して救急医療を受けることができる体制を安定したものにしていくため、令和7年9定例会において（仮称）富士市の救急医療を守り抜く条例検討特別委員会を設置しました。

このたび、特別委員会において、議員有志で結成した地域医療研究会※が作成した条例案を審査・承認したため、条例案の令和8年2月定例会への上程を目指し、パブリック・コメントに付すものです。

※地域医療研究会とは

地域医療研究会は、富士市議会議員の有志によって、地域医療の政策提言を含む知見の共有と学びを通じ、問題の解決に寄与することを目的に2023年11月に発足した研究会です。

これまで地域医療の現状と課題を深く掘り下げるため、行政や富士市医師会等との意見交換会、富士市立中央病院の救急外来見学や救急専門医との面談、国や県などへ赴き医療政策の先進事例に関する情報収集など精力的に取り組んできました。

これらの調査・研究活動を通じて、市民公開講座の開催や市長への政策提言書の提出を行い、持続可能で質の高い地域医療体制の確立に向けた活動を行っています。

このたび、特に富士市で課題となっている救急医療体制を充実させるため、市、市民、医療機関などが一体となって支えていくことを求め、条例制定を富士市議会議長に提案しました。

2 条例の特徴

○議員提案条例として制定

○市民が安心して迅速かつ適切に救急医療を受けることができる体制を構築するため、市の役割だけでなく、市民・救急医療機関・議会の役割について規定

市の役割

- ・市民、救急医療機関、県その他関係団体との連携体制を整備すること
- ・良好な救急医療体制の整備に関する施策を推進すること など

市民の役割

- ・ 救急医療体制、救命活動等に対する理解を深めること
- ・ 緊急時における適切な救命活動等を行うこと

救急医療機関の役割

- ・ 市民等に対し、迅速かつ適切に医療を提供すること
- ・ 関係機関との連携により、円滑な受け入れ体制を構築すること など

市立中央病院の役割

- ・ 断らない救急を目指し、受け入れ体制の強化及び対応力の向上を図ること
- ・ 大規模な災害等の非常事態が発生した場合でも、救急医療を提供できるよう備えること など

議会の役割

- ・ 市民に対して積極的に説明するとともに、市民の意見を把握すること
- ・ 最新の情報を収集・研究し、効果的な政策の形成を支援すること

○良好な救急医療体制を維持するため、関係機関で構成する連絡調整会議の設置について規定

3 条例の内容

別添の逐条解説のとおり

4 意見募集について

本条例は、本市における救急医療体制の充実を図り、市民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与するためのものです。

自由な御意見をお寄せください。